

「継続契約の締結手続き猶予」および「保険料の払込み猶予」として以下の特別措置を講じておりましたが、9月末をもって特別措置の対応を終了いたしました。

平成23年4月14日

東日本大震災により被害を受けられた皆さまへ

株式会社 宅建ファミリー共済

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。  
弊社といたしましては、東日本大震災により被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に下記の通り特別措置を実施いたしておりますので、ご案内申し上げます。

記

**【東日本大震災における特別措置】（※平成23年9月30日をもって終了）**

対象者：東日本大震災により被害を受けられたご契約者の皆さま  
猶予期間：平成23年9月30日

**1. 継続契約の契約手続きの猶予**

すでにご加入の保険契約に関して、ご継続の意思表示（電話でも可）をいただくことで、正式な契約手続きを落ち着かれてから行っていただきます。

なお、ご継続の意思表示が、更新日を過ぎている場合でも、さかのぼってお手続きをいたします。

**2. 保険料の払込みの猶予**

上記1. 継続契約につきまして、保険料の払い込みを猶予いたします。

保険料をお支払いいただいた後に、「保険契約証兼保険料領収証」を発行いたします。

本措置に関するお問い合わせにつきましては、下記弊社窓口もしくは取扱代理店までご連絡ください。

<弊社お問い合わせ窓口>

(株) 宅建ファミリー共済 0120-0810-62 (受付時間平日9:00~17:00)